

UBC情報



発行：2017年12月1日

No. 210

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

年末年始休業のご案内

12月29日（金）～1月3日（水）を
年末年始休業とさせていただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしく
お願い申し上げます。

トピックス

年末調整に関するチェックポイント



年末調整の時期となりました。以下の点を確認しましょう。

◇年末調整の対象者

原則として「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出し、年々まで勤務している方が対象となりますが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。なお、年の途中で入社した方で、前職の会社から給与を受け取っていた場合は、その給与を含めて年末調整をします（前職の源泉徴収票で確認）。

◇年末調整の対象となる給与

1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与が対象となりますので、給与の未払いがある場合でも、その年の年末調整の対象となります。

◇扶養控除等の判定

配偶者や扶養親族が控除対象に該当するかは、年末調整を行う時点の現況で判断します（年末調整後、その年の12月31日までに異動があった場合は、年末調整をやり直します）。なお、親族等が年の途中で亡くなった場合は、その時点で要件を満たしていれば控除対象となります。

◇別居している場合の扶養控除等

別居している親族でも扶養控除等の対象とすることは可能ですが、常に生活費、療養費等の送金が行われているなど「生計を一」にしていることが必要となります。なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出等が必要です。

◇生命保険料控除の対象

控除の対象となる生命保険契約等とは、その保険金等の受取人が本人又はその配偶者や親族であることが要件なので、契約者が本人以外の親族等でも保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。



☆来年4月から変わる信用保証制度

今年6月に成立した中小企業信用保険法等の一部改正の施行期日が30年4月1日に定められました。

◆来年4月から適用される主な保証制度

危機関連保証の創設

大規模な経済危機や災害等の発生時に、業種・地域を問わず迅速に発動できる新たなセーフティネットとして、100%保証の危機関連保証を創設します（従来の保証限度額とは別枠で最大2.8億円の保証を実施）。なお、この措置の適用期限は原則1年以内（最大2年）です。

小規模事業者への支援拡充

従業員20人以下（商業、サービス業の場合は5人以下）の小規模事業者を対象とした100%保証の特別小口保険に係る保証と小口零細企業保証について、保証限度額を2千万円（現行1250万円）に拡充します。

創業関連保証の拡充

創業予定の方や、創業後5年未満の方などが対象となる100%保証の創業関連保証について、自己資金要件なしで保証を受けることができ、保証限度額が2千万円（現行1千万円）に拡充されます。

特定経営承継関連保証の創設

事業承継を一層促進するため、経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金や事業用資産等に係る相続税や贈与税の納税資金等）を信用保証の対象とします。

セーフティネット保証5号の保証割合引下げ

不況業種を対象としたセーフティネット保証5号の保証割合を100%から80%に変更します。保証割合の変更は、30年4月1日以降に保証申込の受付がされた融資に対して適用されます（30年3月末までに保証申込の受付がされた融資は100%保証）。



☆12月末時点で一定の財産がある方は

その年の12月31日時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額等を記載した「国外財産調書」を翌年3月15日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

また、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、12月31日時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等（国外転出時課税制度の対象財産）を有する方は、財産の種類や価額等を記載した「財産債務調書」を翌年3月15日までに提出することになります。

☆「情報連携」と「マイナポータル」本格運用開始

先月から、マイナンバーを利用して異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行う「情報連携」と、インターネットサービスの「マイナポータル」が本格運用されています。「情報連携」により各種手続の際、行政機関等に提出する必要があった住民票の写しや課税証明書等の書類を省略できるようになります（児童手当や介護保険、健康保険、ハローワーク関係など）。また、「マイナポータル」では、行政機関等が保有する自身の個人情報や利用状況の確認、子育てサービスのオンライン申請、公金決済サービスなどが利用できます（利用にはマイナンバーカード、ICカードリーダーライター、パソコンが必要）。

編集後記 あっという間の1年だったという方も多いのではないのでしょうか。12月は慌ただしいですが、次の目標を掲げる前に1年を振り返ることは有効です。社内で反省点を共有するなど新年に向けて準備を進めるのも良いかもしれません。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 210
発行：2017年
12月 1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



トピックス

ICT化で保育の質も向上

◆保育園や幼稚園の現場でも、業務負担の軽減のためICT（情報通信技術）化が進みつつあります。

例えば、園児の登降園の記録です。バーコードを利用してクラスの出欠状況やアレルギー児の把握が即座に確認できれば、調理室への口頭連絡の手間が省けます。睡眠や健康管理についても保育者間の引き継ぎ時間が短縮できます。また、お金や時間の管理もあります。延長保育や預かり保育の保育料計算や、職員の出退勤管理も簡単です。

年単位で繰り返される園行事は、過去のデータをすぐに参照できます。現状にふさわしいPDCAサイクルが可能になり、職員の自己評価も行いやすくなります。

メールの一斉配信も活用している施設は多いと思います。近い将来には、撮影した写真に音声認識ソフトを使ってメッセージを付けることも可能になるでしょう。

以上のようにICT化は保護者に正しい情報を的確に伝えられ、園に対する評価も高くなるのです。ただ、保育の質向上につながらなければ意味がありません。先輩の技術を見て盗むという指導では多くの職員の技能向上は望めないのです。

ベテラン保育士の観察力や記録をほかの職員が見られるのも利点です。子どもの言葉・表情・行動の変化について、何を見つけてどう記録するかが問われるということです。ベテランと新人では観点も記録の書き方も違います。主任保育士は自分が身に付けた保育技能を発揮するだけでなく、その技能を園全体で共有し、新人の育成に役立てることが必要となります。

そのためにも保育者として「伝えるための言葉」を磨き、どのようなシステムの中でも質の高い保育ができるように努めましょう。

(参考：福祉新聞記事より)



混合介護導入に向け、新たな検討会立ち上げへ ～介護保険対象外のサービスの価格規制などルールを明確化～

◆10月10日、規制改革会議の医療・介護ワーキング・グループ（座長：林いづみ／桜坂法律事務所弁護士）が開催され、介護保険対象のサービスと保険対象外のサービス（以下「両サービス」という。）を一体的に提供する混合介護について審議が行われました。厚労省は新たな検討会を立ち上げ、両サービスの柔軟な組み合わせ実現に向けて検討を重ねていく方針を示しています。

混合介護をめぐるのは、両サービスを組み合わせることで、サービスの創意工夫ができ、事業者の収益拡大を図れるなどの利点があるとされている一方、サービスが過剰になりやすく、自立支援や重度化防止を阻害する恐れがあることや、利用者負担が拡大するなどの問題点も指摘されています。現在、両サービスを同時一体的に提供することが認められていないため、こうした問題点を踏まえたルールの明確化が求められており、新しく立ち上がる検討会で議論が進むこととなります。

混合介護解禁について、厚労省はこれまで慎重な姿勢を示していましたが、政府が6月に閣議決定した規制改革実施計画の中で、混合介護のルールを明確化して来年度上期のうちに通知を示すこととしています。

混合介護が進めば、利用者の利便性向上が図れるとともに、事業者は介護報酬以外でも収入を確保できることが期待されています。

（参考：内閣府 HP/宮町通信社）

《その他の検討内容》

- 介護サービスにおける第三者評価受審の促進に向けて数値目標を設けることやサービス利用者にとって分かりやすい表示へ見直しを図り、介護事業者選択に役立つ情報とする。
- 介護事業者や保険者などの事務負担軽減を図るべく、介護報酬体系の簡素化に向けて検討する。

共生型サービスの報酬等を検討 ～障害・介護サービスを一体的に提供～

◆障害福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で提供できるようにするための「共生型サービス」が創設されるにあたり、来年度の介護・障害報酬改定に向けて、創設の基準や報酬体系についての審議が社保審障害者部会で始まりました。

現状では、障害者が65歳以上になった場合には介護保険が優先されるため、障害福祉事業所を退所しなければならない場合があります。そのため住み慣れた場所でサービスを継続利用できるようにすることや、人材を効率よく活用することなどを目的に共生型サービスが設けられることとなりました。

一方、現在の制度では、障害福祉および介護保険サービスで人員配置や設備の面積基準に違いがあることや、障害者が介護保険を利用する場合、障害福祉サービスの給付対象になるかどうかの判断は、自治体ごとに異なるといった問題もあります。

見直しの方向性では、こうした縦割りをなくして柔軟に対応していくほか、共生型サービスでは障害や介護に関わらず多様なサービスを提供することになるため、利用者それぞれの特性に対するサービスの質や専門性に報酬で評価する案が示されています。

（参考：厚労省HP）